

## ○城里町住宅新築工事等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本町における定住人口の増加、住宅工事の助成及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町民等が町内の施工業者によって住宅の新築工事及び建替工事を行う場合に、当該経費の一部を助成する城里町住宅新築工事等助成金を交付することとし、その交付に関しては、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住民登録若しくは外国人登録を有する者。又は町内に永住する目的をもって助成対象事業を行い、完了報告書を提出するまでに住民登録若しくは外国人登録をする者。  
(ただし、新築工事に限るものとする。)
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、建築物が一体として登記されている住宅をいう。
- (5) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び非個人住宅部分があり、かつ、区分として登記されている住宅をいう。
- (6) 工事 新築工事及び建替工事をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人で工事を行うものをいう。
- (8) 取得日 所有権の保存又は移転の登記受付日をいう。

### (助成対象範囲)

第3条 町長は、予算の範囲内において、町民等が町内施工業者によって工事を行う場合、若しくは下請け率が50パーセント以上の町内施工業者が工事を行う場合に限り、当該経費の一部を助成するものとする。

### (助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町民等が町内に所有する個人住宅
- (2) 町民等が町内に所有する併用住宅（非個人住宅部分は除く。）又は併存住宅。（非個人住宅部分は除く。）
- (3) 町民等が町内に新築する住宅

(助成対象工事等)

第5条 助成の対象となる工事は、別表に掲げる工事であつ、町が実施する他の助成等の対象となっていない工事とする。

(申請者の要件)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 助成の対象となる住宅の所有者であり、助成対象住宅の所在地に住所を有し、居住していること。（転勤、単身赴任、入院その他やむを得ない事情により、補助対象住宅に住所を有することができない者又は居住することができない者を含む。）。
- (2) 申請時において、町税、国民健康保険税（以下「町税等」という。）に未納がないこと。
- (3) 過去にこの告示の規定に基づく助成金の交付を受けた者でないこと。
- (4) 暴力団員である不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) その他町長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、新築工事の金額が500万円以上の場合50万円、50万円以上500万円未満の場合は10パーセントの額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金交付の申請)

第8条 申請者は、住宅新築工事等助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び施工業者の町税等の未納がないことの証明書
- (2) 助成対象住宅の全部事項証明書の写し
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 施工前及び施工後の現場又は工事箇所の写真
- (5) 建築確認済証等（建築確認が必要な場合）の写し
- (6) 住民票抄本
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 平面図等
- (9) 工事に要した経費を納付した旨を証する書類（領収書等）の写し
- (10) 暴力団員でない旨の宣誓書（様式第2号）
- (11) 共有名義者同意書（様式第3号）（助成対象住宅が共有名義の場合のみ）
- (12) その他町長が特に必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、1住宅につき1人限りとする。

(助成金申請の期間)

第8条の2 助成金申請の期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 助成対象住宅を取得した日が属する年度の2月末日
- (2) 助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日

(実地調査)

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助の対象となった工事について、実地調査を行うことができるものとし、申請者は、この実地調査に協力しなければならない。

(助成金の額の決定)

第10条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の可否を決定するとともに、決定した内容を住宅新築工事等助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号。）により申請者に通知するものとする。

(請求の方法)

第11条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者は、速やかに、住宅新築工事等助成金請求書（様式第5号）により、町長に助成金を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 町長は、前条の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅新築工事等助成金決定取消通知書（様式第6号）により、助成を取り消し、通知するものとし、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させるものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が助成金の認定を取り消しすべき事由があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 この告示による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第4条関係）

新築工事，建替工事	自己の居住の用に供する個人住宅・併用住宅等の新築工事又は建替工事。ただし，50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）のものに限る。又居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上であるものに限る。なお，建替工事については，既存の建物の全部を除去し，引き続きこれと用途の著しく異なる建築物を建てる場合に限る。
-----------	--